

国民健康保険被保険者の皆さんへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

70歳未満の国保加入者は、「限度額適用認定証」(以下、「認定証」)の交付を受け医療機関に提示することで、医療費の窓口負担が所定の自己負担限度額まで減額されます。

70歳以上の国保加入者は、「認定証」がなくても自動的に自己負担限度額までの支払いを済みますが、住民税非課税世帯の方であれば、「認定証」の交付を受けることで、さらにそれ以下の自己負担限度額が適用されます。

なお、住民税非課税世帯の方は、申請により入院中の食事代などの減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

交付を希望される方は、長寿福祉課で申請手続きをしてください。

※注1 現在「認定証」をお持ちの方も、7月末日までに再度申請が必要です。

※注2 国民健康保険税に滞納があると交付できない場合があります。

《申請に必要なもの》印鑑・被保険者証

- 問い合わせ先
長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)

赤十字募金へのご協力ありがとうございました

日本赤十字社では毎年4・5月を「赤十字社員増強運動月間」とし、自治会を通じて各ご家庭に募金をお願いしました。町民の皆様の温かいご支援により、多くの募金が寄せられましたのでご報告します。

皆様から寄せられた募金は、世界中で人々の生命や健康、尊厳を守る赤十字活動を支えています。

募金総額 1,062,455円
(窓口募金を含みます)

- 問い合わせ先
子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3111(内線221)

今夏における節電のお願いについて

九州電力㈱は、今夏においては必要最低限の電力は確保できるとの見通しですが、依然として電力需給は厳しい状況です。

そのため、7月1日(水)から9月30日(水)の平日(8月13日、14日を除く)の9時~20時(特に電力需要が最も高くなる13時~17時)について、エアコンの温度調整や待機電力の削減、不要な照明を消すなど、無理のない範囲での節電をご協力をお願いします。なお、ご家庭で節電を行なう際には、熱中症に十分に注意し、無理をせず体調を考えながら取り組んでください。役場庁舎などの公共施設においても、エアコンや照明などの節電対策を行なっていますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

後期高齢者医療被保険者の方へ

平成27年度の保険料について

平成27年度の保険料は、平成26年中の所得金額と世帯の状況をもとに算定を行い決定します。「保険料額決定通知書」を7月中旬に送付します。(詳細については、通知書に同封されているリーフレットにてご確認ください)

被保険者証の一斉更新を行います

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、平成27年7月31日までです。

8月1日から使用できる被保険者証(柿色)は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。有効期間は平成28年7月31日までの1年間です。

(ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期間の短い被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「減額認定証」といいます)の有効期限は、平成27年7月31日までです。

すでに「減額認定証」をお持ちの方で、平成27年度の住民税が非課税世帯の方には、新しい「減額認定証」を被保険者証とは別に7月下旬に送付します。

「減額認定証」とは

住民税非課税世帯の方が、入院または高額な外来診療を受ける際に、「減額認定証」を医療機関窓口に提示すると、医療費の自己負担限度額や入院時の食費などの負担が軽減されます。

なお、新たに交付を希望する場合は、長寿福祉課で申請手続きが必要になります。

《申請に必要なもの》印鑑・被保険者証

- 問い合わせ先
長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)
福岡県後期高齢者医療広域連合 TEL 092-651-3111

国民年金の保険料免除申請の受付を随時行っています

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な方は、保険料の全額、または一部が免除となる場合があります。免除される期間は、申請した年度の7月分から翌年の6月分までの1年間となっていますので、利用希望の方は必ず申請をしてください。

もし、保険料の免除を受けず保険料が未納のままで、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、この制度を活用してください。

また、学生や30歳未満の方は、保険料の納付猶予制度もありますので詳しいことは下記にお問い合わせください。

- 問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

上毛町農業委員会委員一般選挙の投票所について

任期満了に伴う上毛町農業委員会委員一般選挙を次のとおり行います。

◎投票について

■投票日時・場所 7月12日(日) 7:00~20:00

投票所名	投票所施設名	区域
第1投票所	南吉富小学校講堂	宇野、垂水、吉岡、中村
第2投票所	西吉富コミュニティセンター	矢方、緒方、成恒、大ノ瀬、八ツ並、安雲、尻高
第3投票所	たいへいの里(大平支所)	土佐井、東下、東上、西友枝
第4投票所	唐原コミュニティセンター	原井、百留、上唐原、下唐原

◎投票できる人

平成27年1月1日現在の「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」を提出し、農業委員会の審査を経て農業委員会委員選挙人名簿に登録された人

※ただし、選挙期日現在、町内に住所を有していないければ投票できません。

●問い合わせ先

上毛町選挙管理委員会 TEL 72-3111(内線113)

平成27年度敬老金について

今年度は9月19日(土)に敬老のつどいを開催し、敬老金を支給します。

■対象者 75歳以上の方(平成27年度中に満75歳になる方を含む)で上毛町に現に居住している方(支給日現在で3ヶ月以上居住している方)

■支給金額 6,000円(平成26年度は5,000円)

■支給方法

① 敬老のつどいに出席される方及び代理で会場まで受領に来られる方には現金でお渡しします。

② ①以外の方は後日、口座振込をします。

■振込口座届出のお願いと方法

口座振込にて敬老金の受領を希望される方は7月1日(水)から8月31日(月)までに届け出ください。

① 役場に直接届ける場合

長寿福祉課、たいへいの里(大平支所)、唐原出張所、西吉富出張所のいずれかの窓口に通帳を持参してください。

② 郵送で届ける場合

8月から福祉委員が敬老のつどい出欠確認のため、各戸を訪問する際に口座登録用紙と返信用の封筒をお渡ししますので、必要事項を記入の上、投函してください。

祝葉子は昨年度まで配付していましたが消費期限の都合上、敬老のつどいに出席される方及び代理で会場まで受領に来られる方のみ配付します。皆さんのご理解を、よろしくお願いします。

●問い合わせ先

長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線161)

社会保障・税番号制度(マイナンバー)について

平成27年10月から、あなたにもマイナンバー(12桁の個人番号)が通知されます。
法人には、法人番号(13桁)が通知されます。

マイナンバーとは

マイナンバーとは、住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号のことです。

社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバー制度の効果

- 申請の際の提出書類が簡素化されるなど、利便性が向上します。
- 所得や行政サービスの受給状況などが、より正確に把握できるようになります。社会保険や税の給付と負担の公平化が図られます。
- 社会保障・税・災害対策に関する分野で、情報連携が円滑になります。

今後のスケジュール

○平成27年10月から

- 住民票を有する全ての方に1人1つのマイナンバー(12桁)が、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から通知されます。
- 通知は、原則として住民票に登録されている住所にてマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。
- また、中長期在留者や特別永住者などの外国人にも通知されます。
- 転入、転居の届け出が済んでない場合や住民票の住所と異なるところに住んでいる場合は、通知カードが届かないことがあります。

○平成28年1月から

- 社会保障・税・災害対策の行政手続でマイナンバーの利用が開始されます。
- 希望者には、申請により「個人番号カード」が交付されます。
- 個人番号カードは、顔写真の付いたICカードで、本人確認のための身分証明書として使えるほか、様々なサービスに利用できます。
- 個人番号カードには、e-Taxなどの電子申請が行える電子証明書も標準搭載されます。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、マイナンバーはぜひ大切にしてください。

●問い合わせ先 マイナンバーコールセンター

TEL 0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル) 受付時間 9:30~17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)
※ナビダイヤルは通話料がかかります。※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。